

「これからの中学校部活動の在るべき姿」について
(答申)

令和6年(2024年)1月

壱岐市社会教育委員会

趣 旨

壱岐市の中学校生徒にとって望ましい持続可能な部活動の機会を確保するとともに、学校の働き方改革の推進による学校教育の質の向上を目的とし、中学校部活動の地域移行の在るべき姿として、下記のとおり答申します。

記

1. 地域移行の目的を理解した適正な「地域の受け皿」が主体となること。
2. 希望する生徒が活動できる十分な「活動場所」が確保されること。
3. 希望する生徒が参加できるように「保護者の負担」の軽減が図られること。
4. 生徒の心身の健全な育成のために「指導の過熱化」が防止されること。
5. 保護者や地域とともに生徒を育成するために「行政の役割」を果たすこと。

〇はじめに

壱岐市社会教育委員会は、令和5年10月17日に、壱岐市教育委員会から、「これからの中学校部活動の在るべき姿」について諮問を受けました。

諮問理由は、「国や県は令和7年度から、中学校の部活動の指導を学校から地域に移行することとしており、本市の部活動の在り方について、意見を頂きたい。」ということです。答申時期は、令和6年3月までです。

今回は、中学校部活動の地域移行に伴う現状の課題を洗い出し、それぞれの課題に対して解決の方策を示すという方法で、課題解決の方策の大きな項目を答申書にまとめたいと思います。

答申書の構成としては、下記の通りです。

趣旨

〇はじめに

- 1 部活動の地域移行が進められる背景と課題について
- 2 地域移行を進めるうえでの壱岐市の基本的な考え方について
- 3 課題に対する解決方策について

〇おわりに

ここで、部活動の地域移行という方法が出てきた背景や地域移行が進む背景について、少し触れておきます。

部活動の地域移行とは、2022年6月にスポーツ庁での有識者会議で提言された、公立中学校における休日の運動部の部活動を地域に移行する部活動改革の一つです。移行先には地域のスポーツクラブや民間企業、スポーツ少年団などが想定されており、複数の中学校が集まることも可能となります。

2023年度から3年間で「改革推進期間」とし、今後の地域移行の準備が進められる予定です。現在は、運動部の地域移行が進められる予定ですが、文化芸術の部活動においても運動部と同様の地域移行が行われると見込まれています。

中学校部活動の地域移行が進められている要因として、主に「少子化」と「教師の働き方改革」があります。

一つは、少子化による部活動の減少です。公立中学校の生徒数は1986年以降右肩下がりに減少していて、これからも減少すると見込まれています。生徒数の減少で、特にサッカーや野球のように1チームの人数が多いスポーツでは、部活動ができない学校が出てきています。

二つ目は、教師の働き方改革です。指導を担当する教師は、当然、通常の授業も担当しています。平日朝から授業を行い、放課後に部活動の指導も兼務する教師は長時間労働になりがちで、さらに、休日の練習や大会への引率など教師にとって負担が大きくなります。地域移行によって、教師の負担も減らせると期待されているのです。

国や県の考え方は、休日の運動部の部活動を地域に移行することからはじめ、3年間の「改革推進期間」を設けて進めています。壱岐市社会教育委員会では、休日の運動部の部活動だけでなく、運動部の平日の部活動や文化芸術の部活動の地域移行も含めて、その方向性を示したいと思います。

1 部活動の地域移行が進められる背景と課題について

(1) 部活動とは

部活動とは、学校が教育活動の一環として設定し、指導体制を整備し、校長が認めた指導者(顧問)のもと、主に授業後や休日等に行われる任意の課外活動です。現在の部活動は学校が設置するものであることから、顧問教諭と生徒が共に信頼し合い、共通の目標の下に主体的に活動するものです。

この部活動は、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒が、学級・学年を越え組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識・技能や記録を追究する活動等をとおして、スポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを味わう、自主的・自発的活動です。同時に部活動は、自己の確立、思いやり、自主性や社会性を育て、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくり、また、個性・能力・体力の向上・健康の増進などに対して効果的な活動であり、青少年の健全育成だけでなくスポーツ・文化・芸術等の振興に寄与する教育活動です。

部活動の意義としては、次のことが考えられます。

- ア 心身をリフレッシュさせるだけでなく、仲間とともに自主的・自発的に行う活動が多く生徒に喜びと生きがいをもたらす、学校生活を豊かで充実したものにする。
- イ スポーツの専門的スキルや知識を身に付け、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てるとともに、体力の向上と健康の増進を図る。
- ウ 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。

(2) 部活動の位置付け

部活動は学校が計画・実施する教育活動のうち、教育課程外の活動の一つです。

学校の教育活動	
教育課程	教育課程外
・各教科 ・総合的な学習の時間等 ・特別活動(学習指導要領に基づくもの)	・部活動 ・休み時間 ・その他(学校が計画するもの)
学校管理下の範囲	

中学校学習指導要領第1章総則第5の1のウ

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(3)地域移行が進められる背景とは

少子化に伴って中学校の生徒数や教師の数は減少しており、部活動は廃部や休部、活動の縮小に追い込まれることが想定されます。生徒にとっては自分のやりたい部活動がなく、あったとしても少ない部員数であることなどにより活動が低調となり、これまでのような部活動の維持が難しくなると考えられています。

また、教師の部活動指導に係る負担が増しており、学校における働き方改革が求められて大きな社会問題と化しています。

こうした背景から、部活動を地域のスポーツクラブなどに移行しようとする取組が各地で進み始めています。

(4)地域移行に向けた現状の課題

ア 「地域の受け皿」

地域に移行した際に、子どもたちの監督・管理をする指導者が、地域にいるかどうかという問題があります。競技によっては、指導者が全く見当たらない可能性もあります。

イ 「活動場所の確保」

部活動によっては、活動場所を確保するのが難しい可能性もあります。これは運動部に限ったことではなく、文化芸術部においてもあり得ることです。

ウ 「保護者の負担軽減」

部活動の地域移行が進むことで、外部指導者への報酬や活動場所の使用料などが発生します。また、活動場所が学校から遠い場合は、子どもたちの送迎が必要となり、送迎費用がプラスでかかります。家庭の経済状況などによって、部活動に参加できる子どもとできない子どもが出てきてしまう可能性があり、こうした活動費の負担増について、保護者の合意を得られるかが課題の一つです。

エ 「指導の過熱化」

部活動は子どもたちがスポーツ、文化芸術などの幅広い活動機会を得たり、体力や技能を向上させたりといったメリットがある一方で、「勝利至上主義」に陥りやすい傾向があります。部活動の地域移行が進んだ際、勝利至上主義の指導者が着任し、長時間の厳しい練習を課すなど、指導が過熱する可能性も考えられます。

オ 「行政が果たす役割の増加」

行政が市内における壱岐スポーツ協会や文化団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努め、地域移行が円滑に進むように経済的な措置を講ずることが必要になります。

2 地域移行を進めるうえで壱岐市の基本的な考え方について

(1)生徒にとって望ましい持続可能な部活動の機会の確保

- ア 生徒の希望に合った専門的指導の受けられる環境整備
- イ 生徒のニーズや実態に合った選択肢の提供
- ウ 指導者の質や学校の規模等によらない持続可能な指導体制
- エ 経済的理由による指導の格差を生まない制度の実現
- オ 生徒の安心・安全を保障する体制及び環境整備

(2)学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を目指す

- ア 部活動指導を希望する教師が指導に参画できる体制
- イ 部活動指導を希望しない教師が抵抗感なく指導に従事しない体制

3 課題に対する解決方策について

(1)「地域の受け皿」を確保するための方策

- ア 壱岐スポーツ協会や文化団体等と連携し、各種スポーツ競技クラブ、又は文化芸術クラブの指導ができる技能を持ち、時間的にもクラブ指導ができる人を探してみること。
- イ 働いている人などで時間的な問題が出てくると思われるが、練習日を減らすとか交代で指導に当たるなどの対策をとり、指導者に負担がかからないようにすること。
- ウ 壱岐スポーツ協会や文化団体等に参加していない一般の市民の中にスポーツクラブ又は文化芸術クラブの指導ができる人はいないか調査し、該当者に依頼をすること。
- エ 小中学校の教師の中に、勤務時間内外に部活指導をしても良いと思っている人を探して依頼すること。
- オ 島内で指導者が見つからない場合、島外の専門的な指導者に依頼することも検討すること。
- カ 指導者の旅費、手当等の予算面についても確保すること。
- キ 地域クラブ活動の指導に必要な指導者の育成に努めること。(スポーツ関係、文化芸術関係、地域独自のもの。)
- ク 地域クラブ活動の指導に必要な指導者の認定をすること。(地域内指導者の認定、教育委員会、スポーツ協会、学校、文化協会)
- ケ 地域クラブ活動に、他の世代との交流もできるようにすること。
- コ 運動や歌、楽器、絵を描くなどが苦手な生徒、障害のある生徒なども活動できる環境を整備すること。

(2)「活動場所を確保」するための方策

- ア 基本的には学校の運動場、体育館及び文化芸術クラブに適した教室などを使用すること。
- イ 学校施設だけで足りない時は、近くの市の施設などを活用すること。
- ウ 市の施設については、一般の社会体育等で利用している人と利用日や利用時間などが重なる場合もあると思われるので、利用者と話し合い中学校の部活動にも使用できるように配慮すること。
- エ 1校だけで部活動が成立しない場合は、どの学校と一緒にするか、2校、3校、4校一緒にするか等を希望する生徒数を把握して、学校間で協議し決定してもらうようにすること。
- オ 同時に何校か一緒に練習する場合、どの学校の施設、又は市の施設等を使用するかについても、学校間で話し合いをしてもらうこと。

(3)「保護者の負担軽減」のための方策

- ア 練習場所が変わり移動しなければならない場合は、保護者各自で送迎が無理な家庭もあるので、マイクロバスの活用等、移動手段の確保についても配慮すること。
- イ 指導者の旅費、手当等や移動のためのバス代等の交通費などが保護者の負担になり、経済的な理由で自分の子供は部活動をさせないというようなことが起きないように、保護者の負担軽減対策を講じること。
- ウ 学校の施設はもちろん、市の施設(運動場、野球場、ソフトボール場、体育館、文化施設等)の使用料については免除すること。
- エ 最終的には、本人が家族と相談して、部活動に加入するかどうかを決定することになるが、負担金の他にクラブそのものにかかる費用(各種スポーツ競技に必要な物品及び文化芸術部に必要な経費等)でも、保護者負担が多くなり、生徒が希望しても参加できないということがないように経済的な援助が必要な家庭には行政が配慮すること。

(4)「指導の過熱化を防止」するための方策

- ア 指導者全員に対して研修会を開催し、学校部活動及び地域クラブ活動の目的や勝利至上主義にならないこと、さらに、指導者の心構え等について指導をすること。
- イ 活動時間や休養日等については、学校部活動の例などを参考にしてガイドラインを作り、指導すること。
- ウ 指導が過熱化しないように活動時間や休養日等については、ガイドラインを作成し、それが守られているか常に把握しておくように努めること。
- エ 定期的に指導者全員に対して研修会を開催し、指導の実情等の情報交換をしたり、問題点を出したりして意見交換する中で望ましい地域クラブ活動のあり方を求めるように努めること。
- オ 各クラブ毎に保護者の意見交換会を開催し、保護者として感じている疑問や問題点、又は要望等を出してもらい、その後の指導方法の改善等に繋がるように努めること。
- カ 各競技団体の大会が多く、日曜日ごとに大会が開催されるような状況になり、指導も過熱化することが考えられるので、各競技団体の大会を整理して大会の数を減らすように努めること。

(5)行政の役割を果たすための方策

- ア 地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動ができるように努めること。
- イ 保護者の負担軽減だけでなく、行政側の負担すべき負担金等は確実に確保するように努めること。
- ウ 補助金については、適切な補助に努めること。
- エ 課題を解決するための方策(1)から(4)について、それぞれの方策を確実に進めること。
- オ 中学校部活動地域移行に伴う細かな決まりやルール等は、「地域におけるクラブ活動実施規則(仮称)」を策定し活用すること。

〇おわりに

壱岐市社会教育委員会に対して、初めての諮問がなされ、どのようにして答申書にまとめるか、いろいろと考えました。

社会教育委員から6名、事務局から2名、計8名の原案検討委員を選び、他市や長崎県社会教育委員会の答申書を参考にしながら、今回の答申書の構成や文章表現等を考えました。

下記の「答申に向けた協議経過」に示すように、何回も原案検討委員会や事務局との打合会を開催してきました。その間、国や県、その他関係機関の、「中学校部活動の地域移行に関する考え方」の資料を調べ、国や県の考え方の方向性等を確認してきました。

原案検討委員の皆様は、献身的に協力して夜の自主研修会にも出席し、いろいろな課題や課題解決の方策を出してくださいました。その多くの考えをどのようにまとめようかと苦労したところです。

答申書は、なるべく複雑にならないように、地域移行に伴う課題を五つにしぼり、それぞれの課題に対する解決の方策も5項目から10項目程度にしぼっております。方策の文章も、1文の中になぜそのような方策が必要かということも、わかるような表現にしようと確認し、文末表現もいくつか統一しました。

原案検討委員会で出た全ての内容を網羅できませんので、細かなところや決まり事、申し合わせ事項等は、「地域におけるクラブ活動実施規則(仮称)」を策定していただくようにしております。

社会教育委員会全体では、最初の定例会で質問等を出していただき、原案に対しては、全体の自主研修会を開催し、いろいろな質問、意見、考え方等を出していただき、原案を修正する形で、最終的な答申書にまとめています。

事務局や原案検討委員の皆様、自主研修会に参加していただいた全委員の皆様に対して、感謝とお礼を申し上げます。

これから3年間の移行期間に入りますが、実際に動くとなると困難なことが多々あると思います。教育委員会にとって、答申書が十分役立つかどうか不安ですが、少しでも参考にしていたら幸いです。

壱岐市社会教育委員会
委員長 長岡 信一

(1) 答申に向けた協議経過

令和5年10月7日	第2回社会教育委員会で諮問を受ける。原案検討委員会の委員を決める。
令和5年11月3日	委員長、事務局で答申書(案)を作成する。
令和5年11月7日	第1回社会教育委員会原案検討委員会を開催し、答申書(案)を提案する。検討委員に対して課題解決のための方策について意見を求める。
令和5年11月21日	委員長、事務局で答申書(案)の修正内容の確認。検討委員から提出された課題解決のための方策を取りまとめる。
令和5年11月30日	第2回社会教育委員会原案検討委員会を開催し、答申書(案)を提案する。課題解決のための方策について協議する。
令和5年12月7日	委員長、事務局で答申書(案)の修正内容を確認する。
令和5年12月15日	委員長、事務局で答申書(案)の修正内容を確認する。
令和5年12月21日	委員長、事務局で答申書(案)の修正内容を確認する。
令和6年1月11日	第3回社会教育委員会原案検討委員会で修正内容を確認する。
令和6年1月12日	第3回社会教育委員会原案検討委員会の意見を基に委員長・事務局で答申書(案)の修正内容を確認する。
令和6年1月17日	社会教育委員会自主研修会(全員参加)で答申書(案)を説明し内容を協議する。
令和6年1月22日	社会教育委員会自主研修会の意見を基に委員長・事務局で答申書(案)の最終確認をする。
令和6年1月23日	委員長から壱岐市教育委員会へ答申書を提出する。

(2)社会教育委員会への諮問について(依頼)

5巻社 第698号

令和5年10月17日

老岐市社会教育委員会

委員長 長岡 信一 様

老岐市教育委員会

教育長 山口 千樹



社会教育委員会への諮問について(依頼)

下記のとおり諮問いたしますので、協議のうえ答申をお願いします。

記

1 諮問事項

- (1)これからの中学校部活動の在るべき姿
- (2)令和7年度から令和12年度までの5年間における、本市の社会教育の在るべき姿

2 諮問理由

- (1)国や県は令和7年度から、中学校の部活動の指導を学校から地域に移行することとしており、本市の中学校の部活動指導の在り方について、ご意見を頂きたい。
- (2)本市では令和6年度中に「教育振興基本計画(令和7～12年)」を策定する予定であり、その中で示すべき本市の社会教育の在り方について、ご意見を頂きたい。

3 答申時期

- (1)令和6年3月末まで
- (2)令和6年6月末まで

(3) 壱岐市社会教育委員会名簿

壱岐市社会教育委員会委員名簿

(委員長：長岡 信一 副委員長：福田 豊治)

推 薦 団 体	氏 名
学校代表（中学校）	よこやま ときこ 横山 時子
学校代表（小学校）	いけうち やすあき 池内 靖明
老人クラブ代表	すえなが えいこう 末永 栄幸
スポーツ協会代表	おげき たかと 尾関 孝人
地域婦人会代表	いちやま とみこ 市山 富子
青年団連絡協議会代表	はまぐち たくと 濱口 拓斗
公民館連絡協議会代表	やまかわ ゆうじ 山川 勇二
文化団体代表	わかみや たいじ 若宮 泰治
青少年健全育成協議会代表	ながしま としや 長嶋 敏也
P T A 連 合 会 代 表	わたの たけし 渡野 剛
学識経験者	ながおか しんいち 長岡 信一
学識経験者	ふくだ とよじ 福田 豊治
学識経験者	まえだ とみ 前田 登美
学識経験者	なかや ただし 中谷 忠司
学識経験者	おおかわ のりこ 大川 典子

(4) 参考資料

- ア 学校教育法(第7条)
- イ 社会教育法(総則)
- ウ 長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針
(Ⅱ 新たな地域クラブ活動)
- エ 中学校学習指導要領(平成29年告示)
- オ 教育人材育成センター(コラム)